

一般社団法人日本クラウドセキュリティアライアンス

定 款

2013年12月3日

この定款は、2013年12月2日公証された設立時定款原本の写しである。

2013年12月3日

2014年1月10日 一部改訂

2015年7月1日 一部改訂

2017年1月25日 一部改訂

第 1 章 総 則

第 1 条（名 称）

当法人は、一般社団法人日本クラウドセキュリティアライアンスと称する。略称は CSA ジャパンとする。

英文では、Cloud Security Alliance Japan Chapter, Incorporated と称する。略称は CSA-JC とする。

第 2 条（主たる事務所等）

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区一番町 10 番 8 号 一番町ウエストビル 5 階に置く。

第 3 条（設立の趣旨）

2010 年 6 月に任意団体として発足し、グローバルな活動団体である Cloud Security Alliance(CSA)の開発するガイドラインやツールを日本で展開・活用するための取組みを中心に活動してきた日本クラウドセキュリティアライアンスは、このたび発展解消して、法人組織として再出発し、活動基盤の強化充実を図ることにより、従来活動を強化発展させ、ますます浸透するクラウドの活用とそのセキュリティ課題への取組み、活発化する CSA の活動への対応と、日本におけるクラウドセキュリティへの取組みの中心を担うべく活動を行う。

第 4 条（目 的）

当法人は、以下の事項を目的とする。

- (1) 日本でビジネスをするクラウドベンダーと、日本のクラウドユーザが、クラウドのセキュリティについて、クラウドの提供・利用両面で情報を入手・共有し、共通の言語をもち、共通認識を形成

し、ベストプラクティスの形成に向けて集い、活動する場の提供。

- (2) CSA の日本支部として、CSA およびその APAC 本部の活動に参加し、日本のステークホルダーを代表してその意思・利害を反映するとともに、CSA およびその APAC 本部の活動成果を日本支部の会員に還元すること。
- (3) これらの目的のために必要な事業。

第5条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 情報発信活動
- (2) 調査研究活動
- (3) CSA 事業の日本における展開
- (4) 日本の事業環境におけるクラウドセキュリティの実践に関する調査研究
- (5) その他当法人の目的を達するために必要な事業

第6条（公告）

当法人の公告は、電磁的方法により行う。

ただし、当該方法が事故等により不可能な場合等においては、官報に掲載する方法により行う。

第7条（機関の設置）

当法人は、理事、監事、理事会、運営委員会および事務局を置く。

第2章 社員

第8条（入社）

当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

ただし、当法人の設立時に社員になるものはこの限りでない。

第9条（経費の負担）

社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 前項の目的のため、社員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

3 前項のほか、1項の目的のために必要な場合は、当法人は社員総会の議決を得て、社員に臨時の経費負担を求めることができる。

4 第10条ないし第12条により社員でなくなったものがすでに納入した入会金ならびに会費は返却しない。

第10条（除名）

社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に対する重大な違反があったとき。

(2) 当法人の名誉を著しく傷つけ、または目的に著しく反する行為をしたとき。

- (3) 会員が、反社会的勢力の一員であること、もしくは反社会的勢力に関わる者として排除すべきと法令または条例で指定するものに該当することが判明したとき。
- (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第11条（任意退社）

社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第12条（社員の資格喪失）

社員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 当該社員が成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 当該社員が死亡もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 法人である当該社員が、破産、清算その他の事由により実質的に存在しなくなったとき。

第3章 社員総会

第13条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第14条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任

- (3) 理事および監事の報酬等の総額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第15条（社員総会）

当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第16条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 第1項の招集は、社員総会の日から1週間前までに、社員が当法人に届け出た連絡先に対して、書面の送付（発送）または電子メールの送信により、通知するものとする。

ただし、次項第(3)号を含む場合には、2週間前までに行わなければならない。

4 招集通知には、以下の事項を記載しなければならない

- (1) 社員総会の日時および場所
- (2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 前号の目的である議案に理事・監事・会計監査人の選任、その報酬等、定款の変更、事業の全部譲渡、合併を含む場合はその議案の概要
- (4) 社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨、その行使の期日およびその方法
ただし、この場合は(2)に関し議案の内容および提案理由を示さなければならない
- (5) 代理人による議決権行使の方法に関する事項

第17条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第18条（議決権）

社員総会における議決権は、個人である社員1名につき1個とし、法人または団体である社員1名につき、第9条2項により定める企業会員の会費の年額を個人会員の会費の年額で除した値の個数とする。ただし、1未満の端数は切り捨てる。

2 前項による法人または団体である社員の議決権は、一括して行使するものとする。

ただし、理事および監事の選任については、分割して行使することができる

第19条（決議）

社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 第30条に定める責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

第20条（代理）

社員総会に出席できない社員は、他の社員、役員その他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

第21条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、

社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長および出席した理事の代表者は、前項の議事録に記名押印もしくは署名する。

第4章 役員等

第22条（役員の設定等）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、3名以内を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とする。

4 必要に応じて、会計監査人を置く。

第23条（選任等）

理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

第24条（理事の職務権限）

理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令および定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

第25条（役職）

この法人に次の役職者を置き、理事会の決議により選任および解嘱する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以内
- (3) 事務局長 1名

ただし、第22条3項に定める業務執行理事から選任するものとする。

2 各役職者の職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、前条に規定する理事としての権利義務を有せず、代表理事の諮問事項に対しアドバイスをを行い、代表理事の委嘱する行為を行う。

ただし、会長が理事である場合にはこの限りでない。

- (2) 会長は、代表理事の求めに応じて、社員総会、理事会その他の当法人の会議に出席して意見を述べることができる。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長の不在または会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 事務局長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。
- (5) 会長、副会長および事務局長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

ただし、再任を妨げない。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

第26条（監事の職務権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第27条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一

とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第28条（役員解任）

理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第29条（役員報酬等）

理事および監事の報酬は社員総会で各々その総額を定めることとし、個々の理事の具体的な報酬額は社員総会で定めた総額の範囲内で理事会において定める。

2 監事が2人以上のときの具体的な報酬額は、1項により社員総会で定めた総額の範囲内で監事の協議によって定める。

3 理事または監事の報酬の総額を社員総会で定めなかったときは、理事または監事は無報酬とする。

第30条（責任の一部免除または限定）

当法人は、役員および会計監査人の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、役員および会計監査人との間で、一般社団法人法第11

1条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 理事会

第31条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第32条（権限）

理事会は、次の事項につき決議する。

- (1) 社員総会に付議する議案
- (2) 代表理事、業務執行理事および役職者の選任ならびに解任
- (3) 当法人の行う重要な契約および債務負担行為の承認
- (4) 個別の理事の報酬の額
- (5) 運営委員会において理事会に付議した事項
- (6) 社員総会が理事会の決議事項として指示した事項

第33条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、理事会開催日の前日までに、理事および監事が当法人に届け出た住所または電子メールアドレス宛に発信するものとする。

ただし、理事および監事の全員の同意がある場合は招集手続を経ること

なく開催することができる。

第34条（議長）

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事のうち1名がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、当該理事会において議長を選任する。

第35条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第36条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第37条（報告の省略）

理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告（代表理事による職務の執行状況の報告）については、この限りではない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事もしくは代表理事が欠けた会議においては議長を務めた理事および監事は、これに署名もしくは記名押印または電子署名をしなければならない。

第6章 運営委員会

第39条（運営委員会）

当法人の事業の活動、運営に関する企画・立案・実施のため、業務執行理事および運営委員により構成する運営委員会を設置する。

2 運営委員会の委員は、理事会において選任する。理事の兼任を妨げない。

3 理事、監事、役職者は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

ただし、業務執行理事もしくは運営委員を兼ねる者以外の理事、監事、役職者は、議決には参加しないものとする。

4 運営委員の任期は、選任された事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

ただし、再任を妨げない。

5 運営委員の任期満了までに理事会が新しい運営委員を選任しない場合は、その選任があるまでその任期は延長されるものとする。

6 運営委員は、理事会の議決により任期の途中で解任することができる。

第40条（権限）

運営委員会は、理事会の決議により制定する運営委員会規程に定める範囲内で次の事項につき協議し決定し、または承認する。

(1) 予算執行に伴う以下の決定

ア 運営委員会規程に定める範囲の少額の発注もしくは契約の理事会への付議の決定または実施の決定

イ 運営委員会規程に定める範囲の日常のかつ少額の発注もしくは契約の実施の事務局からの報告の承認

(2) 当法人の細則（理事会で定める規程の下位に位置し、定款または規程に指定があるものもしくは理事会で指定する規則）の制定

(3) ワーキンググループの設置および改廃の承認

(4) 理事会が運営委員会の判断にゆだねた事項の承認、検討

(5) 事務局が運営委員会に付議した事項の承認または決定

(6) その他、重要事項として理事会に付議すべき事項の決定、理事会が運営委員会に付託する検討事項の検討と結果の報告

第41条（運営委員長）

運営委員長は、運営委員の互選により選出する。

2 運営委員会は、その決議により運営委員長を解任することができる。

3 運営委員会が運営委員長を選任しないとき、運営委員長が欠けたときまたは運営委員長に事故あるときは、業務執行理事がその職務を代行

する。

第42条（決議）

運営委員会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席した運営委員の過半数により決する。

2 議案に関し特別の利害関係を有する運営委員は前項の議決に加わることができない。

3 運営委員会の決議に対し、出席した監事が異議を唱えた場合は、当該案件は理事会に付議し、理事会の決議にゆだねるものとする。

第43条（議事録）

運営委員会の議事については、電磁的方法により議事録を作成し、出席した運営委員、理事、監事に示して異議がないことを確認した上、事務局が電磁的に保存する。

2 前項の議事録は、運営委員、役員および役職者に電磁的方法により配布する。

第44条（運営に関する事項）

その他、運営委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める運営委員会規程に従う。

第7章 資産および会計

第45条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第46条（剰余金の分配の制限）

当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第47条（事業報告および決算）

当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第(1)号、第(3)号および第(4)号の書類については、定時社員総会に提出し、第(1)号の書類についてはその内容を報告し、第(3)号および第(4)号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、監査報告、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更および解散

第48条（定款の変更）

当法人の定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第49条（解 散）

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第50条（残余財産の帰属等）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、国、地方公共団体または公益的目的を有する他の団体に贈与するものとし、贈与の相手先並びに方法については、当法人の社員総会の決議によって定める。

第9章 事務局

第51条（設置等）

当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

附則第1条（最初の事業年度）

定款第45条の定めに関わらず、当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成26年5月31日までとする。

附則第2条（設立時理事および設立時監事）

当法人の設立時理事および設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 新井一人
 稲見吉彦
 勝見 勉
 後藤 浩
 笹原英司
 竹尾直章
 長谷川礼司
 二木真明
 諸角昌宏
設立時監事 神崎時男
 高橋郁夫

附則第 3 条（設立時代表理事）

当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事 笹原英司
 二木真明

附則第 4 条（設立時役員報酬）

設立時役員報酬は無しとする。

附則第 5 条（設立時社員の氏名または名称および住所）

設立時社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

勝見 勉
笹原英司
高橋郁夫
二木真明

諸角昌宏

<住所は個人情報のため省略>

附則第5条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本クラウドセキュリティアライアンス設立のため、この定款を作成し、設立時社員勝見勉他4名の定款作成代理人有本真由は本定款を作成し、署名捺印する。

平成25年12月2日

新宿区四谷 1-18 綿半野原ビル別館 5F

有本真由 ⑩

附則第6条

この定款は、2014年1月10日一部改訂の上、即日施行する。

附則第7条

この定款は、2015年7月1日一部改訂の上、即日施行する。

附則第8条

この定款は、2017年1月25日一部改訂の上、即日施行する。

[作成・修正履歴]

2013年12月3日 設立総会において確認の上制定 V1.0

2014年1月10日 第2回臨時社員総会において一部修正 V1.1

第10条： (3)号に以下の項を追加し、旧(3)を(4)号に繰り下げる。

- (3) 会員が、反社会的勢力の一員であること、もしくは反社会的勢力に関わる者として排除すべきと法令または条例で指定するものに該当することが判明したとき。

第16条： 以下の第3項および第4項を追加する

- 3 第1項の招集は、社員総会の日から1週間前までに、社員が当法人に届け出た連絡先に対して、書面の送付（発送）または電子メールの送信により、通知するものとする。
ただし、次項第(3)号を含む場合には、2週間前までに行わなければならない。
- 4 招集通知には、以下の事項を記載しなければならない
 - (1) 社員総会の日時および場所
 - (2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 前号の目的である議案に理事・監事・会計監査人の選任、その報酬等、定款の変更、事業の全部譲渡、合併を含む場合はその議案の概

要

(4) 社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨、その行使の期日およびその方法

ただし、この場合は(2)に関し議案の内容および提案理由を示さなければならない

(5) 代理人による議決権行使の方法に関する事項

第 18 条 1 項：以下の通り変更する（取消線は削除、下線は挿入）

社員総会における議決権は、個人である社員 1 名につき 1 個とし、法人または団体である社員 1 名につき ~~40 個~~、第 9 条 2 項により定める企業会員の会費の年額を個人会員の会費の年額で除した値の個数とする。ただし、1 未満の端数は切り捨てる。

第 19 条 2 項：以下を削除する。続く番号は繰り上げる

(3) 第 30 条に定める責任の一部免除

第 20 条：以下の通り変更する（取消線は削除、下線は挿入）

社員総会に出席できない社員は、他の社員、役員その他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

第 25 条 2 項(2)号：「会合」を「会議」に変更する

第 33 条： 以下の第 3 項を追加する。

3 理事会の招集通知は、理事会開催日の前日までに、理事及び監事が当法人に届け出た住所または電子メールアドレス宛に発信するものとする。

ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合は招集手続を経ることなく開催することができる。

第 37 条： 但し書き部分に、以下の文言（下線部分）を補う

ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告（代表理事による職務の執行状況の報告）については、この限りではない。

以下の附則第 6 条を末尾に追加する

附則第 6 条

この定款は、2014 年 1 月 10 日一部改訂の上、即日施行する。

2015 年 7 月 1 日 第 4 回定時社員総会において一部修正 V1.2

第 2 2 条（役員の設定等）

3 代表理事以外の理事のうち ~~1 名~~ 3 名以内 を業務執行理事とする。

第 2 5 条（役職）

この法人に次の役職者を置き、理事会の決議により選任および解職嘱する。

(1) 会 長 1 名

(2) 副 会 長 1 名以上 3 名以内

(3) 事務局長 1 名

ただし、第22条3項に定める業務執行理事をから選任するものとする。

第33条（招 集）

3 理事会の招集通知は、理事会開催日の前日までに、理事及びおよび監事が当法人に届け出た住所または電子メールアドレス宛に発信するものとする。

ただし、理事及びおよび監事の全員の同意がある場合は招集手続を経ることなく開催することができる。

第47条（事業報告および決算）

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1(1)号、第3(3)号および第4(4)号の書類については、定時社員総会に提出し、第1(1)号の書類についてはその内容を報告し、第3(3)号および第4(4)号の書類については承認を受けなければならない。

2017年1月25日 第6回臨時社員総会において一部修正 V1.3/V1.31注

第10条（除 名）

(3) (フォントサイズの統一。内容は不変)

第50条（残余財産の帰属等）

当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、国、地方公共団体または公益
的目的を有する他の団体に贈与するものとし、贈与の相手先並びに方法については、当法
人の社員総会の決議によって定める。

注：「第5回定時社員総会」の誤記を、「第6回臨時社員総会」に訂正

以上